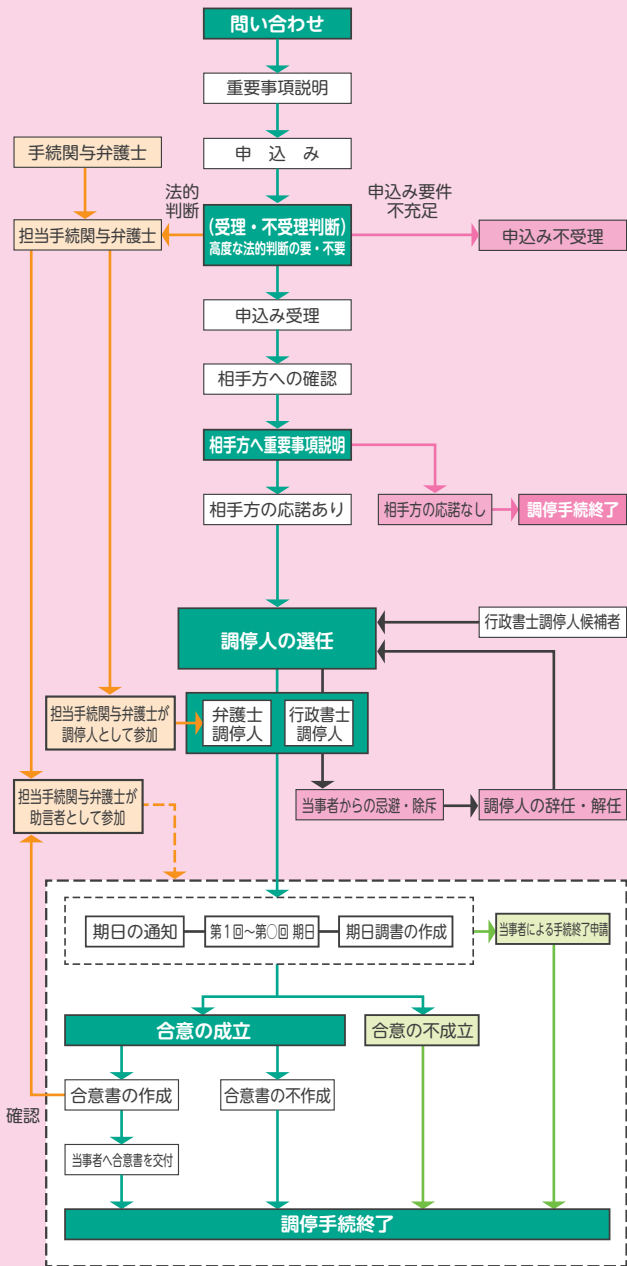


ADRフロー図



行政書士ADRセンター大阪の紹介

- a) 運営主体：大阪府行政書士会
行政書士ADRセンター大阪
- b) 実施主体：センター長が選任した調停人
- c) 実施場所：大阪市中央区南新町1丁目3番7号
大阪府行政書士会館7階
- d) 実施日：毎週火曜日及び金曜日 午前10時～午後4時
上記以外でも対応可能な場合があります。
- e) 実施方法：手続の進行については、ADRフロー図をご覧ください。

- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号第140号)
- 当センターにおいて、調停手続を利用するには、重要事項説明を事前に受けていただきます。
- 当センターをご利用になるには、調停申込書や所定の資料を提出していただきます。

Access(アクセス)

地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅 4番出口から徒歩4分



行政書士ADRセンター大阪へのお問合せ

〒540-0024 大阪市中央区南新町1丁目3番7号
TEL: 06-6943-7511 FAX: 06-6941-5497
<https://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/adr/>

問合せ日 毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
 ADRのお申込みのご相談は予約制となります。
※年末年始、夏季休暇、国民の祝日に関する法律
 (昭和23年法律第178号)に規定する祝日は、休みとなります。

2019年9月



話し合いによる トラブル解決を サポート

ADR

Alternative Dispute Resolution

裁判外紛争解決手続

外国人の労働環境・
教育環境に関する紛争



自転車に
関する紛争



愛護動物に
関する紛争



建物賃貸借の敷金返還
または原状回復に
関する紛争



行政書士ADRセンター大阪

TEL: 06-6943-7511

法務大臣認証番号第140号

ADR (裁判外紛争解決手続)とは？

「訴訟手続によらず民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」(「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第1条)とされており、仲裁手続、調停手続その他の手続がこれにあたります。

調停手続の実施

大阪府行政書士会が開設する行政書士ADRセンター大阪では、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第5条の規定に基づき、法務大臣の認証を取得して民間紛争解決手続を行います。この場合の民間紛争解決手続は、調停手続となります。

調停手続とは、中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聴いた上で、お互いに納得できる解決策と一緒に考え、問題の解決に必要な合意を形成する手続です。

裁判のように法律を適用し紛争を解決するのではなく、当事者の対話を促進し、実情に応じた解決を図ることに力点を置いています。

調停の手続

- ①対話の促進
- ②問題点の抽出
- ③意見又は要求の明確化
- ④真意に基づく利害の調整

紛争解決にふさわしい調停人を、申込み案件ごとに選任

専門的な経験と所定の研修・トレーニング実績のある調停人を、申込み案件ごとに選任します。

費用

申込手数料は 11,000 円(税込)です。合意書を作成する場合、合意書作成料は 11,000 円(税込)です。合意内容に一定の金銭債務の履行すべき旨の記載があれば、22,000 円(税込)です。

印紙代等の諸費用が発生する場合があります。

弁護士の助言体制

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第6条第5号の認証基準である弁護士の助言体制の確保については、事案の性質に即して、弁護士が助言あるいは調停人として調停手続に参加します。

行政書士ADRセンター大阪では、 4つの専門分野を定めています。

外国人の労働環境・ 教育環境に関する紛争



(1) 事業者に雇用されている外国人に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満

(2) 学校に在籍する外国人に関する紛争

- ・外国人就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者に関する学校クレーム など

自転車に 関する紛争



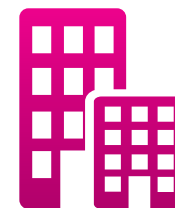
- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車の破損
- ・自転車による迷惑行為
- ・自転車が引き起こした物損事故 など

愛護動物に 関する紛争



- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の傷害事故
- ・ペットの医療事故(手術ミス、診断ミス)
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争 など

建物賃貸借の 敷金返還または 原状回復に 関する紛争



- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸物件の原状回復費用の負担割合に関する紛争 など

